# 【表紙】

 【提出書類】
 有価証券報告書

 【提出先】
 関東財務局長殿

【提出日】 2018年12月18日提出

【計算期間】 第6期(自 2018年3月20日至 2018年9月19日)

【ファンド名】 日本エネルギー関連株式オープン

【発行者名】 三菱UFJ国際投信株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 松田 通

【本店の所在の場所】 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号

【事務連絡者氏名】 伊藤 晃

【連絡場所】 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号

【電話番号】 03-6250-4740

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

# 第一部【ファンド情報】

# 第1【ファンドの状況】

# 1【ファンドの性格】

#### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、信託財産の成長を目指して運用を行います。 信託金の限度額は、2,000億円です。

\*委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。 当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類 および属性区分に該当します。

# 商品分類表

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型投信	国内	株 式
追加型投信	海外	不動産投信
<b>产加工</b> 火山	内 外	その他資産 資産複合

(注)該当する部分を網掛け表示しています。

# 該当する商品分類の定義について

追加型的	型投信 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とと				
	に運用されるファンドをいう。				
国内		目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国			
		内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。			
株式		目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株			
		式を源泉とする旨の記載があるものをいう。			

# 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
(実際の組入資産)	次异炽反 	投員別象地域	投員形態

			<b>有叫证分取口音(内国权县)</b>
株式一般	年1回	グローバル	
一 <sub> </sub>	年 2 回	日本	
信券	年4回	北米	ファミリー
<sup>良分</sup>   一般   公債	年6回(隔月)	欧州	ファンド
社債	年12回(毎月)	アジア	
その他債券 クレジット属性	日々	オセアニア	
不動産投信	その他	中南米	ファンド・オブ・
その他資産(投資信託証券(株式 一般))		アフリカ	ファンズ
<u> 資産複合</u>		中近東(中東)	
		エマージング	

(注)該当する部分を網掛け表示しています。

# 該当する属性区分の定義について

その他資産	目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券(マザーファンド)を通じ
(投資信託証券	て、主として株式(一般 )に投資する旨の記載があるものをいう。
(株式 一般)) 	一般とは、大型株 <sup>*1</sup> 、中小型株 <sup>*2</sup> 属性にあてはまらない全てのものをいう。
<b>年</b> 2回	目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをい
年2回	う。
日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源
	泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリー	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズに
ファンド	のみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

- \* 1 大型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
- \* 2 中小型株・・目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。

商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (http://www.toushin.or.jp/)でご覧いただけます。

[ファンドの目的・特色]

# ファンドの目的

信託財産の成長を目指して運用を行います。

# ファンドの特色



わが国の金融商品取引所上場(これに準ずるものを含みます。)株式の うち、エネルギー関連企業の株式を主要投資対象とします。

# エネルギー関連企業とは

当ファンドにおいて、エネルギー関連企業とは、世界のエネルギー情勢の変化を事業機会として捉え、これに 対応することで収益拡大が期待される日本企業をいいます。

# エネルギー関連企業の事業紹介

- •電気自動車(EV)、燃料電池 自動車(FCV)
- 航空機などの各モビリティ (乗り物)におけるエネル ギー効率の改善



- 再生可能エネルギー
- 経済成長しながら温暖化防 止に向け二酸化炭素排出量 を抑えるデカップリング

など



- 電力・ガスの小売自由化に よる関連ビジネス
- 電気・ガスと他のサービス を組み合わせた新しいビジ ネス

など



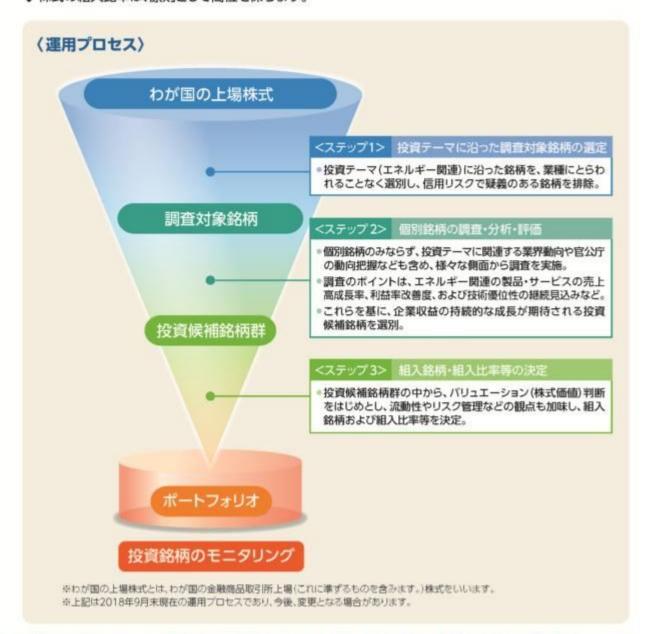
※上記は一例であり、投資対象とする全ての事業をあらわしたものではありません。また、今後、変更される可能性があります。 卓上記の写真はイメージです。



# 企業の成長性、収益性および技術優位性などに着目し、ボトムアップ・アプローチによる銘柄選定を行います。

【ボトムアップ・アプローチ】投資対象となる個別企業の調査、分析に裏付けられた投資判断をもとに銘柄選定を行い、その積み上げによりボートフォリオを構築していく方法です。

◆株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。



資金動向や市況動向、残存信託期間等の事情によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。



# 年2回決算を行い、収益の分配を行います。

◆毎年3月19日および9月19日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を 行います。

# 収益分配方針

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。 (ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わない場合もあります。)

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

原則として、決算日の基準価額水準が当初元本額10,000円(10,000円当たり)を超えている場合には、当該超えている部分について、分配対象額の範囲内で、全額分配を行います。(資金動向や市況動向等により変更する場合があります。)

# ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式により運用を行います。



ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。

# ■ 主な投資制限

マザーファンドへの投資	マザーファンドへの投資割合は、制限を設けません。
株式への投資	株式への実質投資割合は、制限を設けません。
株式以外の資産への投資	株式以外の資産への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
1発行体等あたりの 投資制限	1発行体等あたりの株式等、債券等およびデリバティブ等の当ファンドの純資産総額 に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。

#### (2)【ファンドの沿革】

2015年9月25日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家(受益者)

お申込金 収益分配金、解約代金等

販売会社 募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還 金の支払いの取扱い等を行います。

# お申込金 収益分配金、解約代金等

受託会社(受託者) 株式会社りそな銀行

(再信託受託会社:日本トラスティ・サービス

信託銀行株式会社)

信託財産の保管・管理等を行います。

投資 損益

マザーファンド

投資 損益

有価証券等

# 委託会社(委託者) 三菱UFJ国際投信株式会社

信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。

# 委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約	運用に関する事項、委託会社および受託会社とし
「信託契約」	ての業務に関する事項、受益者に関する事項等が
	定められています。
	なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関
	する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出
	られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分
「投資信託受益権の取扱に関する契約」	配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容
	等が定められています。

## 委託会社の概況 (2018年9月末現在)

- ・金融商品取引業者登録番号 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号
- ・設立年月日 1985年8月1日
- ・資本金
  - 2.000百万円
- ・沿革

1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始

2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社

が合併、商号を三菱投信株式会社に変更

2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、

商号を三菱UFJ投信株式会社に変更

2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三

菱UFJ国際投信株式会社に変更

#### ・大株主の状況

7 (1-1-2			
株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
三菱UF J信託銀行株式 会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

#### 2【投資方針】

#### (1)【投資方針】

基本方針

ファミリーファンド方式により、信託財産の成長を目指して運用を行います。 投資態度

- a.マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
- b.マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の金融商品取引所上場(これに準ずるものを含みます。)株式のうち、エネルギー関連企業\*の株式を主要投資対象とします。
  - \* この投資信託において、エネルギー関連企業とは、世界のエネルギー情勢の変化 を事業機会として捉え、これに対応することで収益拡大が期待される日本企業を いいます。
- c.企業の成長性、収益性および技術優位性などに着目し、ボトムアップ・アプローチによる銘柄選定を行います。
- d.株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- e.株式以外の資産への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- f. 資金動向や市況動向、残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

#### 運用の形態等

ファミリーファンド方式により運用を行います。

#### (2)【投資対象】

マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の金融商品取引所上場(これに準ずるものを含みます。)株式を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

- a . 有価証券
- b.デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、(5)投資制限 < 信託約款に定められた投資制限 > の ないし に定めるものに限ります。) に係る権利
- c . 約束手形
- d . 金銭債権

#### 運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、株式会社 りそな銀行を受託者として締結された日本エネルギー関連株式オープン マザーファンド の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券と みなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- a . 株券または新株引受権証書
- b . 国債証券
- c . 地方債証券
- d . 特別の法律により法人の発行する債券
- e. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- f.特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- g.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項 第6号で定めるものをいいます。)
- h.協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定める ものをいいます。)
- i . 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品 取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

- i . コマーシャル・ペーパー
- k.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
- 1.外国または外国の者の発行する証券または証書で、a.からk.の証券または証書の 性質を有するもの
- m.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- n.投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- o.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいい ます。)
- p.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- q.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- r.外国法人が発行する譲渡性預金証書
- s. 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
- t.貸付債権信託受益権であってs.の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- u . 外国の者に対する権利でt . の有価証券の性質を有するもの

なお、a.の証券または証書、1.およびq.の証券または証書のうちa.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b.からf.までの証券、n.の証券のうち投資法人債券ならびに1.およびq.の証券または証書のうちb.からf.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m.の証券およびn.の証券(新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

#### 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記 の有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- a. 預余
- b.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- c . コール・ローン
- d . 手形割引市場において売買される手形
- e.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f.外国の者に対する権利でe.の権利の性質を有するもの

特別な場合の金融商品による運用

前記 の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記の a.からf.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象

- a . 先物取引等
- b.スワップ取引
- c . 金利先渡取引および為替先渡取引

参考 マザーファンド約款の「運用の基本方針」を以下に記載いたします。

# - 運用の基本方針 -

約款第15条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

#### 1.基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

#### 2. 運用方法

(1)投資対象

わが国の金融商品取引所上場(これに準ずるものを含みます。)株式を主要投資対象とします。

# (2)投資態度

わが国の金融商品取引所上場 (これに準ずるものを含みます。)株式のうち、エネルギー関連企業 \* の株式を主要投資対象とします。

\* この投資信託において、エネルギー関連企業とは、世界のエネルギー情勢の変化 を事業機会として捉え、これに対応することで収益拡大が期待される日本企業を いいます。

企業の成長性、収益性および技術優位性などに着目し、ボトムアップ・アプローチによる銘柄選定を行います。

株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。

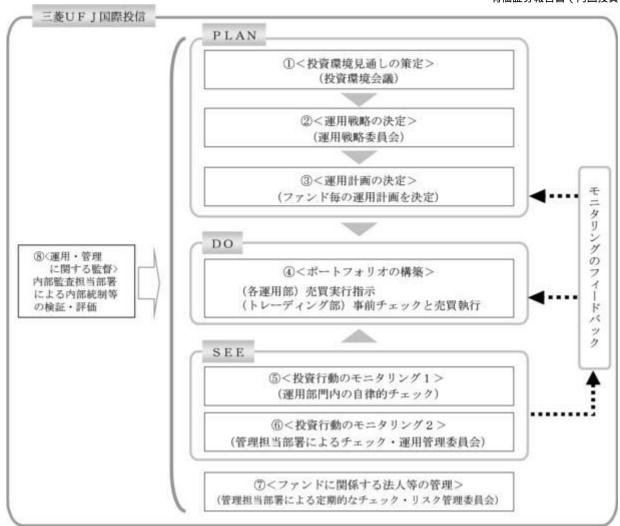
株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。 資金動向や市況動向等の事情によっては、前記のような運用ができない場合がありま す。

#### 3.投資制限

- (1)株式への投資割合は、制限を設けません。
- (2)新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- (3)金融商品取引所上場の投資信託証券への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (4)外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- (5)有価証券先物取引等は、約款第18条の範囲で行います。
- (6) スワップ取引は、約款第19条の範囲で行います。
- (7) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (8) 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券 等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対 する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。

以上

# (3)【運用体制】



#### 投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

## 運用戦略の決定

運用戦略委員会において、 で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。 運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。 ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の 指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして 売買の執行を行います。

# 投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署(40~60名程度)は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

# ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理 担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果

は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署(10名程度)は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご 覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html

#### (4)【分配方針】

収益分配方針

毎年3月19日および9月19日(休業日の場合は翌営業日とします。)に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。

a.分配対象収益額の範囲 経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

b. 分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。(ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。)

原則として、決算日の基準価額水準が、当初元本額10,000円(10,000口当たり)を超えている場合には、当該超えている部分について、分配対象収益額の範囲内で、全額分配を行います。(資金動向や市況動向等により変更する場合があります。)なお、分配対象収益額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)の全額とします。

c . 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。 収益分配金の交付

a.「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日以内)から、販売会社において、 受益者に支払います。

b.「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約<sup>2</sup>」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

\* 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定 する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

#### 収益の分配方式

- a.信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
  - (a)配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬(当該諸経費、信託報酬は、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)相当額を含みます。)を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金

として積立てることができます。

- (b)売買損益に評価損益を加減した利益金額(「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬(当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。)を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- b.毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

#### (5)【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

マザーファンド受益証券への投資

マザーファンド受益証券への投資割合は、制限を設けません。

株式への投資

株式への実質投資割合は、制限を設けません。

新株引受権証券等への投資

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### 投資する株式等の範囲

- a.委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、 金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に 準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただ し、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予 約権証券については、この限りではありません。
- b.上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

#### 投資信託証券への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する金融商品取引所上場の投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する金融商品取引所上場の投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める金融商品取引所上場の投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

# 信用取引の指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、 株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b.信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  - (a)信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
  - (b)株式分割により取得する株券

- (c) 有償増資により取得する株券
- (d)売出しにより取得する株券
- (e)信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(新株予約権付社債の うち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社 債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあ らかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7 号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権 付社債」といいます。以下同じ。)の新株予約権に限ります。)の行使により 取得可能な株券
- (f)信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株 予約権((e)に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図・目的・範囲

- a.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。(以下同じ。)
  - (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、 ヘッジ対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時 価総額の範囲内とします。
  - (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、 ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額)に 信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組 入貸付債権信託受益権ならびに組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償 還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に 係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内としま す。
  - (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、全オプション 取引に係る支払プレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。
- b.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
  - (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、 為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファ ンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財 産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマ ザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の 時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
  - (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、 為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。
  - (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミア

ム額の合計額が、取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範 囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が、取引時 点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

- c . 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リ スクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオ プション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次 の範囲で行うことの指図をすることができます。
  - (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、 ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払 金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッ ジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
  - (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、 信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならび に金融商品で運用している額(以下(b)において「金融商品運用額等」とい います。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託 財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価 総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公 社債、組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権 の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合 には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券 に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
  - (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミア ム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない 範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が、取 引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- a . 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動 リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利また は異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ 取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- b . スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則としてファンドの信託 期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なも のについてはこの限りではありません。
- c.スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総 額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産 に属するとみなした額との合計額(以下 c . において「スワップ取引の想定元本の合 計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信 託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定 元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速 やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとしま す。また、信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るス ワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信 託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- d . スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価 額で評価するものとします。
- e . 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めた ときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

- a.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動 リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行 うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で、全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c.金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額と、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下c.において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額と、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下c.において「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- d.c.においてマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち 信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引 の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属す るマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファン ドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなし た額とは、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額にマザー ファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総 額の割合を乗じて得た額をいいます。
- e. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額と、マザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下e.において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産に係るヘッジ対象とする外貨建資産(以下e.において「ヘッジ対象外貨建資産」といいます。)の時価総額と、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下e.において「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- f.e.においてマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち 信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引 の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属す るマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファン ドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみな した額とは、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額にマ ザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時 価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- g. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等 をもとに算出した価額で評価するものとします。
- h. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受

入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同 規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることと なる取引等の指図をしません。

有価証券の貸付の指図および範囲

- a、委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する 株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  - (a)株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有 する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  - (b)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託 財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- b. 限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当す る契約の一部の解約を指図するものとします。
- c . 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を 行うものとします。

#### 公社債の空売りの指図範囲

- a . 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算に おいてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。 なお、当該売付の決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みま す。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとしま
- b.売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内と します。
- c . 信託財産の一部解約等の事由により、売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資 産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当す る売付の一部を決済するための指図をするものとします。

# 公社債の借入れ

- a . 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの 指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が 必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b.当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c . 信託財産の一部解約等の事由により、b . の借入れに係る公社債の時価総額が信託財 産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額 に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d.借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

#### 外貨建資産への投資制限

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属す る外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の 純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の 値上り等により100分の30を超えることとなる場合には、速やかにこれを調整します。な お、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額 に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じ て得た額をいいます。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認め られる場合には、制約される場合があります。

外国為替予約取引の指図および範囲

三菱UFJ国際投信株式会社(E11518)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b.予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c.限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

#### 信用リスク集中回避のための投資制限

- a.委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率が、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- b.a.の比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会 規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うものとします。

#### 資金の借入れ

- a.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b.一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日から 翌営業日までの間とし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d.借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### < その他法令等に定められた投資制限 >

・ 同一の法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律第9条) 委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型 投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権(株主総会において決 議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての 議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式 についての議決権を含みます。)の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の 率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないものとされています。

#### 3【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、 これらの<u>運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。</u>したがって、<u>投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失</u>を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

(主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

# 株価変動リスク

株式の価格は、国内および国際的な政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式の価格が変動すればファンドの基準価額の変動要因となります。また、ファンドは、特定のテーマ(エネルギー関連)に沿った銘柄に投資するため、株式市場全体の動きと当ファンドの基準価額の動きが大きく異なる場合があります。また、より幅広い銘柄に分散投資する場合と比べてファンドの基準価額が大きく変動する場合があります。

#### 信用リスク

投資している有価証券等の発行会社の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。

#### 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは 売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証 券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等 を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファ ンドの基準価額の下落要因となります。

#### 為替変動リスク

ファンドが外貨建資産を保有する場合、当該通貨と円との為替相場変動の影響を受け、損失を被ることがあります。

ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク

同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、ファンドの基準価額が変動することがあります。

カウンターパーティー・リスク(取引相手先の決済不履行リスク)

証券取引、為替取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

# その他の主な留意点

- a. 収益分配金に関する留意点
  - 計算期末に、別に定める分配方針により収益の分配を行いますが、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。
  - ・ 投資信託(ファンド)の収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純 資産から支払われますので収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価 額は下がります。なお、収益分配金の有無や金額は確定したものではありませ ん。
  - ・ 収益分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価 益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の

基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

- ・ 受益者の個別元本によっては、収益分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- b. 受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または10億口を下ることと なった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- c.法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。
- d.信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金は行 えないものとします。また、市況動向等により、これ以外にも大口の換金請求に制限 を設ける場合があります。
- e. 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

# (2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

また、定期的に開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行う ほか、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必 要に応じて是正を指示します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理 し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

# <流動性リスクに対する管理体制>

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立したリスク管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果はリスク管理に関する会議体等に報告されます。

\*組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

# ■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較 できるように作成したものです。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年期騰落率とは、各月末における適近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した 年間騰落率とは異なる場合があります。

#### 上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

#### 代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	TOPIX(配当込み)	TOPIX(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象 として算出した指数(TOPIX)に、現金配当による権利落ちの修正を加えた株価指数 です。TOPIX(配当込み)に関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に 帰順します。東京証券取引所は、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更、 TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の停止またはTOPIX(配当込み)の商標の変更 もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する 著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・ インデックス・配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した 株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(面價)	NOMURA-BPIとは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券 バフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(国債)はそのサブインデックスです。 わが国の国債で構成されており、ボートフォリオの投資収益率・利回り・クーボン デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-BPI(国債)は野村證券株式 会社の知的財産でおり、運用成果等に関し、野村證券株式会社は一切関係おりません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインテックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCは帰潤します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、JP.モルガン・セキュリティーズ エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建でのエマージング債市場の 代表的なインデックスです。現地通貨建でのエマージング債のうち、投資規制の有無や 発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰腹します。

<sup>(</sup>注)海外の指数は、為替へっジなしによる投資を想定して、円換算しています。

#### 4【手数料等及び税金】

# (1)【申込手数料】

申込価額(発行価格)×3.24%(税抜 3.00%)を上限として販売会社が定める手数料率 申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース(一般コース)と分配金再投資コース(自動けいぞくコース)が

あり、分配金再投資コース(自動けいぞくコース)の場合、再投資される収益分配金について は、申込手数料はかかりません。

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

#### (2)【換金(解約)手数料】

かかりません。

換金(解約)手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

#### (3)【信託報酬等】

a.信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年 1.566%(税抜1.450%)の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。信託報酬は消費税等相当額を含みます。

1万口当たりの信託報酬:保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×(保有日数/365)

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

b.信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

信託報酬の各支払先への配分(税抜)は、以下の通りです。

ID H O I K D/II *>	THE INDIVIDUAL TO THE STATE OF				
支払先	配分(税抜)	対価として提供する役務の内容			
委託会社	0.700%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額 の算出、目論見書等の作成等			
販売会社	0.700%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入   後の情報提供等			
受託会社	0.050%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指 図の実行等			

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

#### (4)【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、 借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産 中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用(消費税等相当額を含みます。)は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産(投資している投資信託を含みます。)の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等(消費税等相当額を含みます。)、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

(注)手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

# (5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

#### 1.収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

原則として、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率で源泉徴収(申告不要)されます。なお、確定申告を行い、総合課税(配当控除の適用があります。)・申告分離課税を選択することもできます。

## 2.解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費(申込手数料(税込)を含みます。)を控除した利益 (譲渡益)が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座(源泉徴収選択口座)を利用する場合、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失(譲渡損)については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%)の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

#### 個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料(税込)は含まれません。)が当該受益者 の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

# 収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2018年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

#### 5【運用状況】

【日本エネルギー関連株式オープン】

# (1)【投資状況】

平成30年 9月28日現在

(単位:円)

資産の種類	国 / 地域 時価合計		投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	38,294,971,236	99.76
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		93,125,287	0.24
純資産総額		38,388,096,523	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### (2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a評価額上位30銘柄

平成30年 9月28日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本		日本エネルギー関連株式オープン マザーファンド	27,013,946,978	1.3580	36,687,567,475	1.4176	38,294,971,236	99.76

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

平成30年 9月28日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.76
合計	99.76

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

# (3)【運用実績】

# 【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成30年9月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位:円)

		純資産	<b>E総額</b>	基準・ (1万口当たりの	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日	(平成28年 3月22日)	1,282,767,695	1,282,767,695	9,043	9,043
第2計算期間末日	(平成28年 9月20日)	1,291,979,667	1,291,979,667	9,129	9,129
第3計算期間末日	(平成29年 3月21日)	1,096,207,145	1,203,084,757	10,000	10,975
第4計算期間末日	(平成29年 9月19日)	1,045,675,375	1,151,911,127	10,000	11,016
第5計算期間末日	(平成30年 3月19日)	14,129,644,143	15,200,632,503	10,000	10,758
第6計算期間末日	(平成30年 9月19日)	36,872,749,506	36,935,435,084	10,000	10,017
	平成29年 9月末日	1,344,433,691		10,258	
	10月末日	1,759,751,691		10,705	
	11月末日	2,244,802,197		10,795	
	12月末日	3,175,375,998		11,361	
	平成30年 1月末日	7,367,235,209		11,802	
	2月末日	12,750,155,020		11,360	
	3月末日	20,691,411,025		10,048	
	4月末日	23,549,920,179		10,113	
	5月末日	27,810,590,720		10,212	
	6月末日	31,189,120,363		9,945	
	7月末日	34,143,780,125		10,058	
	8月末日	36,025,770,314		10,017	
	9月末日	38,388,096,523		10,433	

# 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円
第2計算期間	0円
第3計算期間	975円
第4計算期間	1,016円
第5計算期間	758円
第6計算期間	17円

# 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	9.57
第2計算期間	0.95
第3計算期間	20.22
第4計算期間	10.16
第5計算期間	7.58
第6計算期間	0.17

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

# (4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	1,693,941,235	275,403,929	1,418,537,306
第2計算期間	114,060,505	117,369,482	1,415,228,329
第3計算期間	105,459,894	424,507,577	1,096,180,646
第4計算期間	429,526,573	480,079,729	1,045,627,490
第5計算期間	14,315,105,337	1,231,598,785	14,129,134,042
第6計算期間	24,776,506,415	2,031,770,642	36,873,869,815

# (参考)

日本エネルギー関連株式オープン マザーファンド

# 投資状況

平成30年 9月28日現在

(単位:円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率(%)
株式	日本	37,558,672,150	98.07
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		737,390,438	1.93
純資産総額		38,296,062,588	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

# 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

# a評価額上位30銘柄

#### 平成30年 9月28日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	レノバ	電気・ガ ス業	2,110,700	1,267.29	2,674,869,229	1,413.00	2,982,419,100	7.79
日本	株式	昭和電工	化学	257,700	5,400.00	1,391,580,000	6,270.00	1,615,779,000	4.22
日本	株式	東海カーボン	ガラス・ 土石製品	664,900	2,064.00	1,372,353,600	2,231.00	1,483,391,900	3.87
日本	株式	日揮	建設業	526,400	2,412.51	1,269,945,273	2,606.00	1,371,798,400	3.58
日本	株式	出光興産	石油・石 炭製品	221,600	6,130.00	1,358,408,000	6,010.00	1,331,816,000	3.48
日本	株式	ビジョン	情報・通 信業	260,100	5,100.00	1,326,510,000	5,050.00	1,313,505,000	3.43
日本	株式	小松製作所	機械	377,500	3,282.00	1,238,955,000	3,456.00	1,304,640,000	3.41
日本	株式	三菱商事	卸売業	335,300	3,473.00	1,164,496,900	3,501.00	1,173,885,300	3.07
日本	株式	キーエンス	電気機器	16,300	63,370.00	1,032,931,000	65,980.00	1,075,474,000	2.81
日本	株式	日本電産	電気機器	62,400	16,500.00	1,029,600,000	16,345.00	1,019,928,000	2.66
日本	株式	五洋建設	建設業	1,193,800	714.00	852,373,200	757.00	903,706,600	2.36
日本	株式	デクセリアルズ	化学	732,700	1,156.00	847,001,200	1,155.00	846,268,500	2.21
日本	株式	千代田化工建設	建設業	825,600	849.00	700,934,400	925.00	763,680,000	1.99
日本	株式	パナソニック	電気機器	550,700	1,347.50	742,068,250	1,323.50	728,851,450	1.90
日本	株式	シンメンテホールディング ス	サービス 業	294,100	2,477.00	728,485,700	2,472.00	727,015,200	1.90
日本	株式	日本カーボン	ガラス・ 土石製品	91,000	7,220.00	657,020,000	7,870.00	716,170,000	1.87
日本	株式	日本瓦斯	小売業	125,600	5,910.00	742,296,000	5,670.00	712,152,000	1.86
日本	株式	横河電機	電気機器	285,000	2,355.16	671,221,411	2,403.00	684,855,000	1.79
日本	株式	トリケミカル研究所	化学	144,500	4,330.00	625,685,000	4,735.00	684,207,500	1.79
日本	株式	荏原製作所	機械	163,000	3,900.00	635,700,000	3,920.00	638,960,000	1.67
日本	株式	ローム	電気機器	73,400	8,080.00	593,072,000	8,280.00	607,752,000	1.59
日本	株式	クレハ	化学	71,400	7,950.00	567,630,000	8,510.00	607,614,000	1.59
日本	株式	山一電機	電気機器	384,600	1,580.00	607,668,000	1,571.00	604,206,600	1.58
日本	株式	富士電機	電気機器	131,000	4,630.00	606,530,000	4,550.00	596,050,000	1.56
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機 器	83,800	7,019.00	588,192,200	7,095.00	594,561,000	1.55
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通 信業	49,600	10,929.70	542,113,532	11,470.00	568,912,000	1.49
日本	株式	三井金属鉱業	非鉄金属	168,900	3,080.00	520,212,000	3,290.00	555,681,000	1.45
日本	株式	日本板硝子	ガラス・ 土石製品	446,100	1,213.00	541,119,300	1,237.00	551,825,700	1.44
日本	株式	インフォテリア	情報・通 信業	488,200	1,031.00	503,334,200	1,103.00	538,484,600	1.41
日本	株式	住友金属鉱山	非鉄金属	133,700	3,786.00	506,188,200	3,986.00	532,928,200	1.39

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

# b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

# 平成30年 9月28日現在

7 T W T	and the second s	
<b>活料</b>	╽	投資比率(%)
1至大只	<del>木</del> 1王	汉县心平(70

株式	建設業	9.18
	 化学	12.36
	石油・石炭製品	3.48
	ガラス・土石製品	7.18
	<del></del> 鉄鋼	1.25
	非鉄金属	4.50
	機械	9.27
	電気機器	23.56
	———————— 輸送用機器	2.38
	精密機器	2.33
	電気・ガス業	8.77
	情報・通信業	6.32
	卸売業	3.72
	小売業	1.86
	サービス業	1.90
	小計	98.07
合計		98.07

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

参考情報

# 運用実績

2018年9月28日現在

基準価額·純資産

#### ■基準価額・純資産の推移 2015年9月25日(設定日)~2018年9月28日 16,000 500 14,000 400 12,000 300 10,000 200 8,000 100 6,000 16/03 16/09 17/03 18/03 18/09

- 10,433円 383.8億円
- 分配の推移

2018年9月	17円
2018年3月	758円
2017年9月	1,016円
2017年3月	975円
2016年9月	0円
2016年3月	0円
設定来累計	2,766円

・分配金は1万口当たり、税引前

- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

# 主要な資産の状況

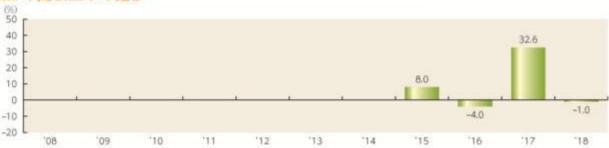
組入上位業種	比率
1 電気機器	23.5%
2 化学	12.3%
3 機械	9.3%
4 建設業	9.2%
5 電気・ガス業	8.8%
6 ガラス・土石製品	7.2%
7 情報·通信業	6.3%
8 非鉄金属	4.5%
9 卸売業	3.7%
10 石油·石炭製品	3.5%

純資産銀額(億円)【右目路】

組入上位銘柄	業種	比率
1 レノバ	電気・ガス業	7.8%
2 昭和電工	化学	4.2%
3 東海カーボン	ガラス・土石製品	3.9%
4 日揮	建設業	3.6%
5 出光興産	石油·石炭製品	3.5%
6 ビジョン	情報·通信樂	3.4%
7 小松製作所	機械	3.4%
8 三菱商事	卸売業	3.1%
9 キーエンス	電気機器	2.8%
10 日本電産	電気機器	2.7%

- •各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- ・国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの

# 年間収益率の推移



基準循額(分配金再投資)【左目盛】 —— 基準循額【左目盛】

- ・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2015年は設定日から年末までの、2018年は年初から9月28日までの収益率を表示・ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。 運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

#### 第2【管理及び運営】

#### 1【申込(販売)手続等】

申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

申込単位

販売会社が定める単位

申込価額

取得申込受付日の基準価額

申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間:営業日の9:00~17:00)

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス https://www.am.mufg.jp/

#### 申込手数料

申込価額(発行価格)×3.24%(税抜 3.00%)を上限として販売会社が定める手数料率 申込みには分配金受取コース(一般コース)と分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース) があり、分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース)の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

#### 申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料(税込)を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース(一般コース)と分配金再投資コース(自動けいぞく投資 コース)があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

#### 申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社 所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務 手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社 にご確認ください。

#### 取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

申込 (販売)手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

#### 2【換金(解約)手続等】

#### 解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

#### 解約単位

販売会社が定める単位

#### 解約価額

解約請求受付日の基準価額

#### 信託財産留保額

ありません。

#### 解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

#### 解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。 なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間:営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス https://www.am.mufg.jp/

#### 支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

#### 解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

#### 解約請求受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があると きは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求を取消すことがあります。 その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、 受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計 算日に解約請求を受付けたものとします。

ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える解約は行えないものとします。また、市況動向等により、これ以外にも大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

換金(解約)手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

#### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額 = 信託財産の純資産総額: 受益権総口数

なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

(資産の評価方法)

- ・株式 / 上場投資信託証券 / 不動産投資信託証券 原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場(外国で取引されているものについ ては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場)で評価 します。
- ・転換社債/転換社債型新株予約権付社債 原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会 発表の売買参考統計値(平均値)、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情 報会社の提供する価額のいずれかの価額(外国で取引されているものについては、原則とし て、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、金融商品取引業 者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額)で評価し ます。
- ・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額(売気配相場を除く。)または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

- ・投資信託証券(上場投資信託証券/不動産投資信託証券を除く。) 原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。
- · 外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

· 外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

# 基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

#### 基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

EDINET提出書類 三菱UF J国際投信株式会社(E11518) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間:営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス https://www.am.mufg.jp/

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

2025年9月19日まで(2015年9月25日設定)

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。 また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたとき は、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

#### (4)【計算期間】

毎年3月20日から9月19日および9月20日から翌年3月19日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

第1計算期間は信託契約締結日から2016年3月22日までとなります。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

#### (5)【その他】

ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と 合意のうえ、ファンドを償還させることができます。(任意償還)

- ・受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または10億口を下ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めると き、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・ 業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

# 信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したと きは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を 変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託 会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁 に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続き にしたがいます。

#### ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還(信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。)、信託約款の変更または併合(変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。)をしようとする場合には、書面による決議(「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

## 反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者が自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律に定める反対受益者の受益権買取請求の規定の適用を受けません。

#### 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

#### 運用報告書

委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意 償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

# 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

#### 信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて 所定の事務を行います。

#### 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.am.mufg.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合 の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

# (1)収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

分配金受取コース(一般コース)

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日 (原則として決算日から起算して5営業日以内)から、販売会社において、受益者に支払いま す。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から 5 年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース)

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

# (2)償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日以内)から、販売会社において、受益者に支払います。 ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

#### (3)換金(解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金(解約)請求する権利を有します。 くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」を参照してください。

#### 第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(平成30年3 月20日から平成30年9月19日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人 により監査を受けております。

#### 1【財務諸表】

# 【日本エネルギー関連株式オープン】

## (1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	第5期 [ 平成30年 3月19日現在 ]	第6期 [ 平成30年 9月19日現在 ]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,657,272,045	418,496,270
親投資信託受益証券	12,588,410,530	36,525,309,039
未収入金		269,710,471
流動資産合計	15,245,682,575	37,213,515,780
資産合計	15,245,682,575	37,213,515,780
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,070,988,360	62,685,578
未払解約金	6,998,203	51,160,229
未払受託者報酬	1,308,364	7,803,291
未払委託者報酬	36,634,158	218,492,228
未払利息	4,732	745
その他未払費用	104,615	624,203
流動負債合計	1,116,038,432	340,766,274
負債合計	1,116,038,432	340,766,274
純資産の部		
元本等		
元本	14,129,134,042	36,873,869,815
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	510,101	1,120,309
(分配準備積立金)	239	17,604
元本等合計	14,129,644,143	36,872,749,506
純資産合計	14,129,644,143	36,872,749,506
負債純資産合計	15,245,682,575	37,213,515,780

# (2)【損益及び剰余金計算書】

			(単位:円)
	第5期 自 平成29年 9月 至 平成30年 3月	月20日 自 月19日 至	第6期 平成30年 3月20日 平成30年 9月19日
営業収益			
有価証券売買等損益	6	03,637,693	379,921,097
営業収益合計	6	03,637,693	379,921,097
営業費用			
支払利息		23,977	71,448
受託者報酬		1,308,364	7,803,291
委託者報酬		36,634,158	218,492,228
その他費用		104,615	624,203
営業費用合計		38,071,114	226,991,170
営業利益又は営業損失()	6	41,708,807	152,929,927
経常利益又は経常損失( )	6	41,708,807	152,929,927
当期純利益又は当期純損失()	6	41,708,807	152,929,927
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額( )		80,482,744	24,097,359
期首剰余金又は期首欠損金()		47,885	510,101
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,8	82,489,323	2,522,534
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額		-	2,522,534
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	1,8	82,489,323	-
剰余金減少額又は欠損金増加額		88,847,196	70,299,934
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額		88,847,196	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額		-	70,299,934
分配金	1,0	70,988,360	62,685,578
期末剰余金又は期末欠損金()		510,101	1,120,309

# (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、	基準価
	額で評価しております。	

## (貸借対照表に関する注記)

		第5期 [平成30年 3月19日現在]	第6期 [平成30年 9月19日現在]
1.	期首元本額	1,045,627,490円	14,129,134,042円
	期中追加設定元本額	14,315,105,337円	24,776,506,415円
	期中一部解約元本額	1,231,598,785円	2,031,770,642円
2 .	元本の欠損		
	純資産額が元本総額を下回っており、その差額であり ます。	Ħ	1,120,309円
3 .	受益権の総数	14,129,134,042□	36,873,869,815□

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第	第5期			ģ	第6期	
自 平成2	9年 9月20日			自 平成30年 3月20日		
至 平成3	0年 3月19日			至 平成3	80年 9月19日	
.分配金の計算過程			1.	分配金の計算過程		
項目				項目		
費用控除後の配当等収益額	А	円		費用控除後の配当等収益額	А	57,651,234円
費用控除後・繰越欠損金補填	В	円		費用控除後・繰越欠損金補填	В	円
後の有価証券売買等損益額				後の有価証券売買等損益額		
収益調整金額	С	1,071,498,222円		収益調整金額	С	45,817,266円
分配準備積立金額	D	239円		分配準備積立金額	D	228円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,071,498,461円		当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	103,468,728円
当ファンドの期末残存口数	F	14,129,134,042□		当ファンドの期末残存口数	F	36,873,869,815□
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	758円		1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	28円
1万口当たり分配金額	Н	758円		1万口当たり分配金額	Н	17円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,070,988,360円		収益分配金金額	I=F*H/10,000	62,685,578円

## (金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

	第5期	第6期
区分	自 平成29年 9月20日	自 平成30年 3月20日
	至 平成30年 3月19日	至 平成30年 9月19日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法	同左
	人に関する法律」(昭和26年法律第198	
	号)第2条第4項に定める証券投資信託	
	であり、有価証券等の金融商品への投資	
	を信託約款に定める「運用の基本方針」	
	に基づき行っております。	
2.金融商品の内容及び当該金融商品に	当ファンドは、親投資信託受益証券に	同左
係るリスク	投資しております。当該投資対象は、価	
	格変動リスク等の市場リスク、信用リス	
	クおよび流動性リスクに晒されておりま	
	<b>ं</b>	
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切	同左
	にコントロールするため、委託会社で	
	は、運用部門において、ファンドに含ま	
	れる各種投資リスクを常時把握しつつ、	
	ファンドのコンセプトに沿ったリスクの	
	範囲で運用を行っております。	
	また、運用部から独立した管理担当部	
	署によりリスク運営状況のモニタリング	
	等のリスク管理を行っており、この結果	
	は運用管理委員会等を通じて運用部門に	
	フィードバックされます。	

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第5期	第6期
	[ 平成30年 3月19日現在 ]	[平成30年 9月19日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差	時価で計上しているためその差額はあ	同左
額	りません。	
2.時価の算定方法	(1)有価証券	(1)有価証券
	売買目的有価証券は、(重要な会計方	同左
	針に係る事項に関する注記)に記載して	
	おります。	
	(2)デリバティブ取引	(2)デリバティブ取引
	デリバティブ取引は、該当事項はあり	同左
	ません。	
	(3)上記以外の金融商品	(3)上記以外の金融商品
	上記以外の金融商品(コールローン	同左
	等)は、短期間で決済され、時価は帳簿	
	価額と近似していることから、当該金融	
	商品の帳簿価額を時価としております。	

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

区分	第5期	第6期
区力 	[平成30年 3月19日現在]	[平成30年 9月19日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項につ	金融商品の時価には、市場価格に基づ	同左
いての補足説明	く価額のほか、市場価格がない場合には	
	合理的に算定された価額が含まれており	
	ます。当該価額の算定においては一定の	
	前提条件等を採用しているため、異なる	
	前提条件等によった場合、当該価額が異	
	なることもあります。	

## (有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第5期 [ 平成30年 3月19日現在 ]	第6期 [ 平成30年 9月19日現在 ]
但是大規	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	547,116,421	382,013,248
合計	547,116,421	382,013,248

(デリバティブ取引に関する注記) 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (1口当たり情報)

	第5期	第6期
	[平成30年 3月19日現在]	[平成30年 9月19日現在]
1口当たり純資産額	1.0000円	1.0000円
(1万口当たり純資産額)	(10,000円)	(10,000円)

## (4)【附属明細表】

# 第 1 有価証券明細表 (1)株式

該当事項はありません。

## (2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘 柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益 証券	日本エネルギー関連株式オープン マザーファンド	26,902,341,489	36,525,309,039	
	合計	26,902,341,489	36,525,309,039	

#### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

#### (参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

#### 日本エネルギー関連株式オープン マザーファンド

#### 貸借対照表

(単位:円) [平成30年 9月19日現在] 資産の部 流動資産 コール・ローン 1,397,334,252 株式 35,675,128,850 未収入金 399,684,522 未収配当金 815,000 37,472,962,624 流動資産合計 資産合計 37,472,962,624 負債の部 流動負債 678,524,414 未払金 未払解約金 269,710,471 未払利息 2,488 948,237,373 流動負債合計 948,237,373 負債合計

	[平成30年 9月19日現在]
元本等	
元本	26,902,341,489
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	9,622,383,762
元本等合計	36,524,725,251
純資産合計	36,524,725,251
負債純資産合計	37,472,962,624

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取		
引所等における終値で評価しております。			

## (貸借対照表に関する注記)

		[平成30年 9月19日現在]
1.	期首	平成30年 3月20日
	期首元本額	9,359,413,034円
	期中追加設定元本額	17,753,442,274円
	期中一部解約元本額	210,513,819円
	元本の内訳	
	日本エネルギー関連株式オープン	26,902,341,489円
	合計	26,902,341,489円
2 .	受益権の総数	26,902,341,489 🗆

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## (金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成30年 3月20日 至 平成30年 9月19日
	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号) 第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託 約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の 市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。

区分	自 平成30年 3月20日
	至 平成30年 9月19日
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、
	運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファン
	ドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。
	また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等
	のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門に
	フィードバックされます。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[平成30年 9月19日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券
	売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載してお ります。
	(2)デリバティブ取引
	デリバティブ取引は、該当事項はありません。
	(3)上記以外の金融商品
	上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額 と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
いての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	[平成30年 9月19日現在]
/宝≠貝 	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	746,070,978
合計	746,070,978

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

#### 該当事項はありません。

## (1口当たり情報)

	[平成30年 9月19日現在]	
1口当たり純資産額	1.3577円	
(1万口当たり純資産額)	(13,577円)	

## 附属明細表

# 第1 有価証券明細表

## (1)株式

		<del>1</del> 件 → * * * +	評価額		/#. <del>**</del>
	新	株式数	単価	金額	備考
1824	前田建設工業	318,600	1,482.00	472,165,200	
1893	五洋建設	1,193,800	714.00	852,373,200	
1963	日揮	447,700	2,403.00	1,075,823,100	
6366	千代田化工建設	825,600	849.00	700,934,400	
4004	昭和電工	257,700	5,400.00	1,391,580,000	
4023	クレハ	71,400	7,950.00	567,630,000	
4092	日本化学工業	35,800	3,620.00	129,596,000	
4109	ステラ ケミファ	126,900	3,885.00	493,006,500	
4208	宇部興産	127,500	2,853.00	363,757,500	
4369	トリケミカル研究所	144,500	4,330.00	625,685,000	
4980	デクセリアルズ	732,700	1,156.00	847,001,200	
5019	出光興産	221,600	6,130.00	1,358,408,000	
5202	日本板硝子	446,100	1,213.00	541,119,300	
5301	東海カーボン	664,900	2,064.00	1,372,353,600	
5302	日本カーボン	91,000	7,220.00	657,020,000	
5411	ジェイ エフ イー ホールディング ス	183,300	2,497.00	457,700,100	
5706	三井金属鉱業	168,900	3,080.00	520,212,000	
5713	住友金属鉱山	133,700	3,786.00	506,188,200	
5727	東邦チタニウム	128,800	1,247.00	160,613,600	
5801	古河電気工業	121,600	3,740.00	454,784,000	
5631	日本製鋼所	79,000	2,791.00	220,489,000	

				有洲部	止夯報告書(內国投資信託
6145	日特エンジニアリング	125,600	3,380.00	424,528,000	
6273	SMC	6,100	36,160.00	220,576,000	
6301	小松製作所	377,500	3,282.00	1,238,955,000	
6361	荏原製作所	163,000	3,900.00	635,700,000	
6367	ダイキン工業	40,000	15,605.00	624,200,000	
6407	CKD	156,900	1,440.00	225,936,000	
3105	日清紡ホールディングス	347,500	1,318.00	458,005,000	
6504	富士電機	655,000	926.00	606,530,000	
6594	日本電産	62,400	16,500.00	1,029,600,000	
6622	ダイヘン	332,000	605.00	200,860,000	
6752	パナソニック	550,700	1,347.50	742,068,250	
6817	スミダコーポレーション	313,100	1,392.00	435,835,200	
6841	横河電機	261,800	2,349.00	614,968,200	
6859	エスペック	239,900	2,179.00	522,742,100	
6861	キーエンス	16,300	63,370.00	1,032,931,000	
6882	三社電機製作所	389,300	1,227.00	477,671,100	
6908	イリソ電子工業	48,100	6,030.00	290,043,000	
6941	山一電機	384,600	1,580.00	607,668,000	
6963	ローム	73,400	8,080.00	593,072,000	
6976	太陽誘電	114,600	2,811.00	322,140,600	
6997	日本ケミコン	150,800	3,145.00	474,266,000	
6999	KOA	246,900	1,996.00	492,812,400	
7203	トヨタ自動車	83,800	7,019.00	588,192,200	
7251	ケーヒン	134,800	2,321.00	312,870,800	
6376	日機装	275,300	1,319.00	363,120,700	
7715	長野計器	301,100	1,142.00	343,856,200	
9514	エフオン	286,700	1,212.00	347,480,400	
9517	イーレックス	500	1,012.00	506,000	
9519	レノバ	1,968,000	1,256.00	2,471,808,000	
3853	インフォテリア	488,200	1,031.00	503,334,200	
9416	ビジョン	260,100	5,100.00	1,326,510,000	
9984	ソフトバンクグループ	45,600	10,915.00	497,724,000	
3036	アルコニックス	155,000	1,580.00	244,900,000	
8058	三菱商事	335,300	3,473.00	1,164,496,900	
8174	日本瓦斯	125,600	5,910.00	742,296,000	
6086	シンメンテホールディングス	294,100	2,477.00	728,485,700	
	合 計	16,330,700		35,675,128,850	

## (2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

EDINET提出書類 三菱UF J国際投信株式会社(E11518) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

#### 2【ファンドの現況】

#### 【日本エネルギー関連株式オープン】

#### 【純資産額計算書】

平成30年 9月28日現在

(単位:円)

資産総額	38,782,827,306
負債総額	394,730,783
純資産総額( - )	38,388,096,523
発行済口数	36,793,950,853□
1口当たり純資産価額( / )	1.0433
(10,000口当たり)	(10,433)

#### (参考)

日本エネルギー関連株式オープン マザーファンド

#### 純資産額計算書

平成30年 9月28日現在

(単位:円)

資産総額	38,654,715,110
負債総額	358,652,522
純資産総額( - )	38,296,062,588
発行済口数	27,013,946,978□
1口当たり純資産価額( / )	1.4176
(10,000口当たり)	(14,176)

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

## (1)名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

#### (2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

# (3)譲渡制限の内容

該当事項はありません。

#### (4)受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (5)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に 対抗することができません。

#### (6)質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払 い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定による ほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

#### 第二部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

#### (1)資本金の額等

2018年9月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

#### (2)委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

#### 投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、 で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。 運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。 ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の 指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして 売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および 法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員 会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理 担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果 は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示さ れます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2018年 9月28日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。 (親投資信託を除きます。)

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	879	12,500,034
追加型公社債投資信託	16	1,276,140
単位型株式投資信託	56	265,058
単位型公社債投資信託	1	6,073
合 計	952	14,047,305

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

#### 3【委託会社等の経理状況】

#### (1)財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」(以下「財務諸表等規則」という。)第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)」に基づき作成しております。

財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### (2)監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第33期事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

#### (1)【貸借対照表】

	第32期			
	(平成29年3月31	日現在)	(平成30年3月31	日現在)
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	2	69,212,680	2	54,140,307
有価証券		36,210		19,967
前払費用		337,699		362,886
未収入金		35,896		2,109
未収委託者報酬		10,076,022		9,770,529
未収収益	2	659,405	2	674,156
繰延税金資産		446,374		490,903
金銭の信託	2	30,000	2	30,000
その他		113,754		224,645
流動資産合計		80,948,042		65,715,506

日立://a-t-		
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 806,798	1 760,010
器具備品	1 759,446	1 724,852
土地	1,356,000	1,356,000
有形固定資産合計	2,922,245	2,840,863
無形固定資産		
電話加入権	15,822	15,822
ソフトウェア	1,844,549	2,654,296
ソフトウェア仮勘定	608,066	1,097,970
その他	10	
無形固定資産合計	2,468,448	3,768,090
 投資その他の資産		
投資有価証券	24,327,081	26,361,327
関係会社株式	320,136	320,136
長期差入保証金	654,402	627,141
前払年金費用	463,105	434,700
繰延税金資産	711,230	747,085
その他	50,235	45,230
貸倒引当金	23,600	23,600
 投資その他の資産合計	26,502,592	28,512,021
固定資産合計	31,893,286	35,120,975
資産合計	112,841,328	100,836,481

第32期 第33期 (平成29年3月31日現在) (平成30年3月31日現在) 動の部)

	(平成29年3月31日現在)		(平成30年3月31	日現在)
(負債の部)				
流動負債				
預り金		166,493		359,176
未払金				
未払収益分配金		108,024		174,333
未払償還金		547,707		456,159
未払手数料	2	4,225,009	2	3,905,670
その他未払金	2	2,355,815	2	4,330,584
未払費用	2	3,061,479	2	4,388,803
未払消費税等		351,670		99,010
未払法人税等		756,668		736,829
賞与引当金		843,729		906,167
役員賞与引当金		100,680		125,343
その他		711,633		842,194
流動負債合計		13,228,909		16,324,272

固定負債

退職給付引当金 590,154 720,536

		有侧趾分散古者 ( 内国投真)。
役員退職慰労引当金	166,458	187,562
時効後支払損引当金	253,070	254,851
 固定負債合計	1,009,684	1,162,951
負債合計	14,238,594	17,487,223
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
 資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	43,034,713	27,790,911
利益剰余金合計	50,375,303	35,131,500
株主資本合計	97,108,147	81,864,344
<del></del>		

(単位:千円)

		(
	第32期	第33期
	(平成29年3月31日現在)	(平成30年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券	1,494,586	1,484,913
評価差額金		
評価・換算差額等合計	1,494,586	1,484,913
純資産合計	98,602,734	83,349,257
負債純資産合計	112,841,328	100,836,481

# (2)【損益計算書】

		(
	第32期	第33期
	(自 平成28年4月1日	(自 平成29年4月1日
	至 平成29年3月31日)	至 平成30年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	81,709,776	75,423,596
投資顧問料	2,396,020	2,723,458
その他営業収益	25,763	48,215
営業収益合計	84,131,560	78,195,269
営業費用		
支払手数料	2 33,975,255	2 30,906,879
広告宣伝費	731,771	730,784

		有価証券報告書(内国投資信
公告費	482	1,000
調査費		
調査費	1,713,892	1,723,057
委託調査費	13,961,993	13,467,029
事務委託費	984,749	864,916
営業雑経費		
通信費	158,915	178,652
印刷費	699,940	467,973
協会費	51,995	50,251
諸会費	9,887	15,328
事務機器関連費	1,611,608	1,635,079
その他営業雑経費	11,925	23,250
営業費用合計	53,912,419	50,064,204
一般管理費		
給料		
役員報酬	331,997	349,359
給料・手当	6,496,165	6,421,837
賞与引当金繰入	843,729	906,167
役員賞与引当金繰入	100,680	125,343
福利厚生費	1,196,210	1,231,033
交際費	14,843	13,012
旅費交通費	233,159	192,192
租税公課	422,030	410,229
不動産賃借料	706,571	678,182
退職給付費用	441,736	423,171
役員退職慰労引当金繰入	48,393	47,889
固定資産減価償却費	1,030,040	1,115,719
諸経費	474,521	450,299
一般管理費合計	12,340,079	12,364,437
営業利益	17,879,061	15,766,627

	第32期		第33期	
	(自 平成28年4月1日		(自 平成29年4月	]1日
	至 平成29年3月	31日)	至 平成30年3月	]31日)
営業外収益				
受取配当金		243,048		349,402
有価証券利息		0		
受取利息	2	4,601	2	483
投資有価証券償還益		260,190		81,580
収益分配金等時効完成分		278,148		91,672
その他		4,383		9,989
営業外収益合計		790,372		533,128
営業外費用				
投資有価証券償還損		11,552		30,114
時効後支払損引当金繰入				43,182

			有個証券	「報古書(内国投資1
事務過誤費		218		10,402
その他		4,357		3,829
三二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二		16,128		87,529
経常利益 経常利益		18,653,304		16,212,226
特別利益				
投資有価証券売却益		259,137		516,394
ゴルフ会員権売却益				7,495
特別利益合計		259,137		523,889
特別損失				
投資有価証券売却損		42,248		105,903
デリバティブ解約損		126,228		
投資有価証券評価損		157,482		102,096
固定資産除却損	1	13,540	1	54
減損損失	3	48,575		
特別損失合計		388,075		208,054
税引前当期純利益		18,524,367		16,528,061
 法人税、住民税及び事業税	2	5,658,953	2	5,252,224
法人税等調整額		103,169		76,092
 法人税等合計		5,762,122		5,176,132
当期純利益		12,762,244		11,351,928

## (3)【株主資本等変動計算書】

第32期(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)

	株主資本								
			資本剰余金				问益剰余金 1	益剰余金	
	資本金	資本	その他	資本	利益	その他	利益剰余金	利益剰余金	株主資本合計
		資本 準備金	資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	合計	
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	57,079,782	64,420,372	111,153,216
当期変動額									
剰余金の配当							26,807,312	26,807,312	26,807,312
当期純利益							12,762,244	12,762,244	12,762,244
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計							14,045,068	14,045,068	14,045,068
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	43,034,713	50,375,303	97,108,147

	割			
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	1,446,576	6,546	1,453,123	112,606,339
当期変動額				
剰余金の配当				26,807,312

当期純利益				12,762,244
株主資本以外の				
項目の当期変動額	48,009	6,546	41,462	41,462
(純額)				
当期変動額合計	48,009	6,546	41,462	14,003,605
当期末残高	1,494,586		1,494,586	98,602,734

## 第33期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本								
		資本剰余金		利益剰余金					
	資本金	資本	その他資本	資木 利益	その他利益剰余金		利益剰余金	株主資本合計	
		資本 準備金	資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	合計	
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	43,034,713	50,375,303	97,108,147
当期変動額									
剰余金の配当							26,595,731	26,595,731	26,595,731
当期純利益							11,351,928	11,351,928	11,351,928
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計							15,243,802	15,243,802	15,243,802
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,790,911	35,131,500	81,864,344

	評価・換算		
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	1,494,586	1,494,586	98,602,734
当期変動額			
剰余金の配当			26,595,731
当期純利益			11,351,928
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	9,673	9,673	9,673
当期変動額合計	9,673	9,673	15,253,476
当期末残高	1,484,913	1,484,913	83,349,257

#### [注記事項]

## (重要な会計方針)

- 1.有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1)子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
  - (2)その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移

動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1)有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物5年~50年器具備品2年~20年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### 4. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債 権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備 えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

#### 5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

#### (未適用の会計基準等)

・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会 計基準委員会)

#### (1)概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

#### (2)適用予定日

平成34年3月期の期首から適用します。

#### (3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

#### (貸借対照表関係)

#### 1 有形固定資産の減価償却累計額

1. 日沙国龙县庄切广	1. 日沙巴尼克住 2/1%   阿克尔尔   民						
	第32期	第33期					
	(平成29年3月31日現在)	(平成30年3月31日現在)					
建物	539,649千円	604,123千円					
器具備品	1,029,950千円	1,215,234千円					

#### 2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第32期	第33期
	(平成29年3月31日現在)	(平成30年3月31日現在)
預金	47,798,472千円	41,809,118千円
未収収益	46,963千円	40,621千円
金銭の信託	30,000千円	30,000千円
未払手数料	1,993,055千円	1,577,059千円
その他未払金	2,071,256千円	3,850,734千円
未払費用	456,748千円	430,491千円

#### (損益計算書関係)

#### 1. 固定資産除却損の内訳

第32期		
(自 平成28年4月1日	(自 平成29年4月1日	
至 平成29年3月31日)	至 平成30年3月31日)	
2,392千円		
7,791千円	54千円	
3,356千円		
13,540千円	54千円	
	(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) 2,392千円 7,791千円 3,356千円	

## 2. 関係会社に対する主な取引

#### 区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

<b>些力は出した外外で自由自己はなりのは次の進りであります。</b>						
第32期	第33期					
(自 平成28年4月1日	(自 平成29年4月1日					
至 平成29年3月31日)	至 平成30年3月31日)					
13,862,465千円	11,380,244千円					
4,375千円	380千円					
4,204,969千円	3,851,536千円					
	第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) 13,862,465千円 4,375千円					

#### 3.減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

#### 第32期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

場所	用途	種類	減損損失
東京都千代田区(本社)	自社利用ソフトウェア (遊休資産)	ソフトウェア 仮勘定	48,575千円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を1つのグルーピングとしております。遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当事業年度において、将来の使用見込みがなくなった自社利用ソフトウェアについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、将来の使用見込みがないため、使用価値 は零としております。

第33期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日) 該当事項はありません。

#### (株主資本等変動計算書関係)

第32期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

#### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

#### 2.配当に関する事項

## (1)配当金支払額

平成28年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額26,807,312千円1株当たり配当額126,700円基準日平成28年3月31日効力発生日平成28年6月29日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの平成29年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額配当の原資利益剰余金1株当たり配当額基準日立て、700円平成29年3月31日対力発生日平成29年6月29日

#### 第33期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

#### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

#### 2.配当に関する事項

#### (1)配当金支払額

平成29年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額26,595,731千円1株当たり配当額125,700円基準日平成29年3月31日効力発生日平成29年6月29日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの平成30年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額
 11,363,380千円
 配当の原資
 利益剰余金
 1株当たり配当額
 53,707円
 基準日
 中成30年3月31日
 効力発生日
 平成30年6月28日

## (リース取引関係)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

 . , , , , ,	プラスカランとは、これのことのには、とれなたとう	× 1/1 1
	第32期	第33期
	(平成29年3月31日現在)	(平成30年3月31日現在)
1年内	678,116千円	678,116千円
1年超	2,030,029千円	1,351,912千円
合計	2,708,145千円	2,030,029千円

## (金融商品関係)

#### 1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)参照)。

#### 第32期(平成29年3月31日現在)

		貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)	現金及び預金	69,212,680	69,212,680	1
(2)	有価証券	36,210	36,210	1
(3)	未収委託者報酬	10,076,022	10,076,022	1
(4)	投資有価証券	24,189,921	24,189,921	1
	資産計	103,514,834	103,514,834	-
(1)	未払手数料	4,225,009	4,225,009	-
	負債計	4,225,009	4,225,009	-

#### 第33期(平成30年3月31日現在)

	No e 2 / 1 / 2 / 2 / 1 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 /					
		貸借対照表	時価(千円)	差額(千円)		
		計上額(千円)				
(1)	現金及び預金	54,140,307	54,140,307	-		
(2)	有価証券	19,967	19,967	1		
(3)	未収委託者報酬	9,770,529	9,770,529	-		
(4)	投資有価証券	26,224,167	26,224,167	-		
	資産計	90,154,972	90,154,972	-		
(1)	未払手数料	3,905,670	3,905,670	-		
	負債計	3,905,670	3,905,670	-		

## (注1)金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

#### 資 産

(1)現金及び預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっ ております。

(2)有価証券、(4)投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

### 負債

(1)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっ ております。

## (注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

(単位:千円)

区分	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
非上場株式	137,160	137,160
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資 有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認め られるため、記載しておりません。

#### (注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第32期(平成29年3月31日現在)

,				•
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	69,212,680	-	-	-

(単位:千円)

未収委託者報酬	10,076,022	-	1	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	36,210	10,703,761	8,324,138	45,606
合計	79,324,912	10,703,761	8,324,138	45,606

#### 第33期(平成30年3月31日現在)

为500%( 1 %00 1 0 ) 10 . 四%压)			•	112 1137
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	54,140,307	-	-	-
未収委託者報酬	9,770,529	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	19,967	13,110,758	8,593,680	68,714
合計	63,930,804	13,110,758	8,593,680	68,714

## (有価証券関係)

## 1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

#### 2. その他有価証券

第32期(平成29年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額	株式	-	-	-
が取得原価を超え	債券	-	-	-
るもの	その他	17,778,798	15,302,336	2,476,461
	小計	17,778,798	15,302,336	2,476,461
貸借対照表計上額	株式	-	-	-
が取得原価を超え	債券	-	-	-
ないもの	その他	6,447,333	6,769,569	322,236
	小計	6,447,333	6,769,569	322,236
合	<u> </u>	24,226,131	22,071,906	2,154,225

## 第33期(平成30年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額	株式	-	-	-
が取得原価を超え	債券	-	-	-
るもの	その他	18,599,111	16,040,884	2,558,227
	小計	18,599,111	16,040,884	2,558,227
貸借対照表計上額	株式	1	-	-
が取得原価を超え	債券	-	-	-
ないもの	その他	7,645,023	8,062,990	417,966
	小計	7,645,023	8,062,990	417,966

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

#### 3.売却したその他有価証券

#### 第32期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

<u> </u>		-	
種類	売却額 ( 千円 )	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額(千円)
株式	122,688	82,146	21,570
債券	-	-	-
その他	3,439,009	176,991	20,678
合計	3,561,698	259,137	42,248

#### 第33期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

種類	売却額 ( 千円 )	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額(千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	8,169,769	516,394	105,903
合計	8,169,769	516,394	105,903

#### 4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について157,482千円(その他有価証券のその他157,482千円)減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について102,096千円(その他有価証券のその他102,096千円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

#### (退職給付関係)

#### 1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度(積立型制度)及び退職一時金制度(非積立型制度)を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

## 2.確定給付制度

#### (1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第32期	第33期
	(自 平成28年4月1日	(自 平成29年4月1日
	至 平成29年3月31日)	至 平成30年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,997,931 千円	3,649,089 千円
勤務費用	199,166	184,120
利息費用	22,711	27,829
数理計算上の差異の発生	40,934	56,895
額		
退職給付の支払額	183,403	188,683
過去勤務費用の発生額	653,618	-
退職給付債務の期末残高	3,649,089	3,729,252

## (2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第32期	第33期
	(自 平成28年4月1日	(自 平成29年4月1日
	至 平成29年3月31日)	至 平成30年3月31日)
年金資産の期首残高	2,678,827 千円	2,698,738 千円
期待運用収益	47,553	48,080

数理計算上の差異の発生	7,066	47,759
額		
事業主からの拠出額	107,823	102,564
退職給付の支払額	142,532	173,748
年金資産の期末残高	2,698,738	2,723,393

# (3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第32期	第33期
	(平成29年3月31日現在)	(平成30年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	3,471,120 千円	3,374,562 千円
年金資産	2,698,738	2,723,393
	772,381	651,168
非積立型制度の退職給付債務	177,969	354,690
未積立退職給付債務	950,350	1,005,858
未認識数理計算上の差異	207,810	169,893
未認識過去勤務費用	615,490	550,128
貸借対照表に計上された負債と	127,049	285,836
資産の純額		
退職給付引当金	590,154	720,536
前払年金費用	463,105	434,700
貸借対照表に計上された負債と	127,049	285,836
資産の純額		

#### (4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第32期	第33期
	(自 平成28年4月1日	(自 平成29年4月1日
	至 平成29年3月31日)	至 平成30年3月31日)
勤務費用	199,166 千円	184,120 千円
利息費用	22,711	27,829
期待運用収益	47,553	48,080
数理計算上の差異の費用処理額	54,327	47,053
過去勤務費用の費用処理額	38,127	65,361
その他	28,533	4,780
確定給付制度に係る退職給付費	295,314	281,066
用		
		3 AT 66

<sup>(</sup>注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額等です。

## (5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第32期	第33期
	(平成29年3月31日現在)	(平成30年3月31日現在)
債券	62.9 %	62.2 %
株式	33.3	34.7
その他	3.7	3.1
合計	100	100

### 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

# (6)数理計算上の計算基礎に関する事項 主要な数理計算上の計算基礎

	第32期	第33期
	(平成29年3月31日現在)	(平成30年3月31日現在)
割引率	0.061 ~ 0.90%	0.069 ~ 0.67%
長期期待運用収益率	1.5~1.8%	1.5~1.8%

#### 3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度146,421千円、当事業年度142,105千円であります。

#### (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第32期	第33期
	(平成29年3月31日現在)	(平成30年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	455,165千円	445,379千円
投資有価証券評価損	242,551	223,512
ゴルフ会員権評価損	295	-
未払事業税	124,367	135,805
賞与引当金	260,374	277,468
役員賞与引当金	11,509	12,235
役員退職慰労引当金	50,969	57,431
退職給付引当金	180,726	220,628
減価償却超過額	19,277	13,690
委託者報酬	217,902	257,879
長期差入保証金	14,803	23,262
時効後支払損引当金	77,490	78,035
連結納税適用による時価評価	236,450	200,331
その他	68,614	82,168
繰延税金資産 小計	1,960,499	2,027,829
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	1,960,499	2,027,829
繰延税金負債		
前払年金費用	141,802	133,105
連結納税適用による時価評価	1,447	1,382
その他有価証券評価差額金	659,638	655,348
その他	3	4
繰延税金負債 合計	802,893	789,840
繰延税金資産の純額	1,157,605	1,237,989
繰延税金資産の純額	1,157,605	1,237,989

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳第32期(平成29年3月31日現在)及び第33期(平成30年3月31日現在)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため 注記を省略しております。

## (セグメント情報等)

#### [セグメント情報]

第32期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)及び第33期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### [関連情報]

第32期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)及び第33期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

#### 1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### 2.地域ごとの情報

#### (1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

#### (2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

#### 3.主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

#### [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### [報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### [報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### (関連当事者情報)

#### 1. 関連当事者との取引

#### (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第32期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親	㈱三菱	東京都	2,141,513	銀行持株	被所有	連結納税	連結納税に	4,204,969	その他未払金	2,071,256
会	UFJフィ	千代田	百万円	会社業	間接		伴う支払	千円		千円
社	ナンシャル・	区			100.0%	役員の兼任				
TI	グループ									
	三菱UFJ	東京都	324,279	信託業、	被所有	当社投資信託の	投資信託に	5,983,874	未払手数料	716,117
	信託銀行(株)	千代田	百万円	銀行業	直接	募集の取扱及び	係る事務代	千円		千円
		区			51.0%	投資信託に係る	行手数料の			
						事務代行の委託	支払			
親						等				

	1	1						<sub>_</sub> 有	価証券報告書 (	内国投資信託
会						投資の助言	投資助言料	662,992	未払費用	352,297
社								千円		千円
						役員の兼任				
	(株)三菱東京	東京都	1,711,958	銀行業	被所有	当社投資信託の	投資信託に	7,878,591	未払手数料	1,276,937
	UFJ銀行	千代田	百万円		直接	募集の取扱及び	係る事務代	千円		千円
		X			15.0%	投資信託に係る	行手数料の			
						事務代行の委託	支払			
主						等				
要										
株										
主										
-										

## 第33期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

730	3期(目 平	112234-	† <b>万・口 ユ</b>	= TIX3	一つ口つ	<u>⊔ / </u>				
種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	(株)三菱 UFJフィ ナンシャ ル・グループ	東京都千代田区	2,141,513 百万円	銀行持株会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に伴う支払	3,851,587 千円	その他未払金	3,850,734 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都千代田区		信託業、銀行業	被所有 直接 51.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 投資助言料	千円	未払費用	665,262 千円 348,142 千円
主要株主	(株)三菱東京 UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958		被所有 直接 15.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払	5,852,112	未払手数料	921,796 千円

# (注)取引条件及び取引条件の決定方針等

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

連結納税については、連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決 定しております。

投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

## (2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第32期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

7,50	250 (ロ 丁/	- <del></del>	, , , ,	- 1 7-70-	-0 1 07 30	· <b>-</b> /				
種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同	三菱UFJ	東京都	40,500	証券業	なし	当社投資信託の	投資信託に	6,532,238	未払手数料	933,908
-	モルガン・	千代田	百万円			募集の取扱及び	係る事務代	千円		千円
の	スタンレー	区				投資信託に係る	行手数料の			
親	証券(株)					事務代行の委託	支払			
会						等				
社										
を										
持										
7										
会										
社										

#### 第33期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同	三菱UFJ	東京都	40,500	証券業	なし	当社投資信託の	投資信託に	6,263,571	未払手数料	907,290
-	モルガン・	千代田	百万円			募集の取扱及び	係る事務代	千円		千円
の	スタンレー	区				投資信託に係る	行手数料の			
親	証券(株)					事務代行の委託	支払			
숲						等				
社										
を										
持										
っ										
숲										
社										

#### (注)取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決 定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

#### 2.親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

三菱UF J信託銀行株式会社(非上場)

#### (1株当たり情報)

	第32期	第33期
	(自 平成28年4月1日	(自 平成29年4月1日
	至 平成29年3月31日)	至 平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	466,028.30円	393,935.45円
1株当たり当期純利益金額	60,318.47円	53,652.87円

- (注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、 記載しておりません。
  - 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第32期	第33期	
	(自 平成28年4月1日	(自 平成29年4月1日	
	至 平成29年3月31日)	至 平成30年3月31日)	
当期純利益金額 (千円)	12,762,244	11,351,928	
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-	
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	12,762,244	11,351,928	
普通株式の期中平均株式数 (株)	211,581	211,581	

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方 針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行 うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

## 5【その他】

定款の変更等 定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。 訴訟事件その他重要事項 該当事項はありません。

#### 第2【その他の関係法人の概況】

#### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1)受託会社

名称:株式会社りそな銀行

(再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

資本金の額: 279,928百万円(2018年3月末現在)

事業の内容:銀行業務および信託業務を営んでいます。

## (2)販売会社

名称	資本金の額 (2018年3月末現在)	事業の内容
株式会社りそな銀行	279,928 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
株式会社埼玉りそな銀行	70,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社近畿大阪銀行	38,971 百万円	銀行業務を営んでいます。

#### 2【関係業務の概要】

- (1)受託会社:ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。
- (2)販売会社:ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等 を行います。

#### 3【資本関係】

該当ありません。(2018年9月末現在)

(注)関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株 比率が3%以上のものを記載しています。

#### 第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2018年 6月18日	有価証券届出書の訂正届出書
2018年 6月18日	有価証券報告書

# 独立監査人の監査報告書

平成30年6月27日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

 有限責任監査法人 ト ー マ ツ

 指定有限責任社員 業務執行社員
 公認会計士 弥永 めぐみ 印

 指定有限責任社員 業務執行社員
 公認会計士 青木 裕晃 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

<sup>(</sup>注)上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成30年10月24日

三菱 U F J 国際投信株式会社 取締役会御中

PWCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂 印 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本エネルギー関連株式オープンの平成30年3月20日から平成30年9月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、 当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用 される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連 する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行 われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本エネルギー関連株式オープンの平成30年9月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本 は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。